

(様式第2号)

会 議 録

会 議 の 名 称	第5回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和6年4月17日（水） 午後1時30分から午後1時46分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	☒ 可・一部不可 ・不可
事務局（担当課）	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	0名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第 5 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1 . 日 時 令和 6 年 4 月 1 7 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 1 時 4 6 分

2 . 場 所 島本町役場 3 階 委員会室

3 . 議事日程

【報告】

①農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書について

【審議】

① 島本町農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農用地利用集積計画について

4 . 出 席 者

(委 員)

会長	好本 勲	会長代理	馬場 治人	委員	井上 謙一
委員	小西 一成	委員	下村 清次		
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造		
委員	中村 清司	委員	藤澤 すなほ	委員	向谷 悟
委員	森村 実	委員	横山 豊		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	参事	内山 蔵人
担当	大森 隆雄				

5 . 欠 席 者 2 名

6 . 傍 聴 人 0 名

農業委員会会長 好本 勲

令和6年度 第5回 島本町農業委員会議事録

〈事務局〉

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第5回島本町農業委員会を始めさせていただきます。

恐れ入りますが、着席にて進行させていただきます。

それでは、本日の案件でございますが、報告案件が1件、審議案件が1件となっており、事前に資料は、郵送させていただいております。それでは本会議規則第6条の規定によりまして好本会長に議長の方をお願いします。

好本会長お願いいたします。

〈会長〉

はい。

これから忙しくなる時期に農業委員会に出席いただきましてありがとうございます。

早速ですが審議に入る前に委員の状況について報告いたします。

委員14名中出席12名、欠席2名であります。

会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立していることを報告いたします。

次に、本日、傍聴者はありますか。

〈事務局〉

はい、傍聴者はおられません。

〈会長〉

はい、傍聴もないようですので本日の審議に入りたいと思います。

報告案件１件でございますが、これは一括して事務局の方から説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、１ページをお開きください。

こちらは農地法第４条第１項第８号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、案件としては１件ご報告させていただきます。

本件は桜井二丁目～五丁目の１６筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。戸建住宅等の建設のため、転用する予定となっております。３ページ～４ページに換地前の位置図、５ページ～７ページに換地後の位置図、８ページ～１４ページにかけて受理通知書を添付しております。

以上が、農地法第４条第１項第８号の規定による届出でございました。

以上、報告案件についてご説明させていただきました。

簡単ではございますが、事務局からのご報告は以上でございます。

〈会長〉

はい、ただいま事務局からも説明ありました案件について委員の皆様からのご意見とご質問をお受けいたします。

はい、特に発言がないようですので、審議を終結し、報告を受けたものとします。

それでは報告案件の議事の終了がいたしましたので次に審議案件に入りたいと思います。

事務局の方から説明を求めます。

〈事務局〉

それでは、審議案件①の説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお開きください。これまで、調整区域の農地の貸借については、「農地法第三条に基づく許可を受ける場合」と、農業経営強化促進法に基づく「農用地利用集積計画による場合」の2つの系統がありましたが、農用地利用集積計画によるものは、令和5年度以降は、地域計画を活用した貸借と、地域計画を活用しない貸借で行うこととなり、どちらも中間管理機構であるみどり公社とのやり取りが必須となります。

しかしながら、地域計画を設定するのは、ほぼ全ての市町村がこれからであることから、時限措置として、従前の利用権設定が令和6年度末まで活用できることから、従前の手法である借り手との交渉を行い、相対契約を締結する手続きが可能でございます。

今回の利用権設定については、相対契約を締結する方法にて行うものですが、この度、当申請を提出された方は、申請時点において、大阪府の農業研修を修了してはいるが、農地と農機具施設等を保有していないということから、新規就農者として手続きを進めたものです。そのため、16ページ～27ページを一旦飛ばしていただいて、28ページをお開きください。これまでの利用権設定に係る書類等では適切な営農継続の有無について判断できないことから、28ページ～36ページの営農計画書、37ページの研修修了証書、38ページの営農誓約書を別添資料として提出していただいたうえ、令和6年3月15日に会長及び会長代理、東大寺地区委員である井上委員、事務局にて面談を行いました。

当面談をとおして、農地の権利取得に関する主な要件となっております全部効率利用要件、常時従事要件、地域調和要件等を理解され、申請人が当該地において継続して営農を続けていけるかどうかを確認いたしました。

37ページ研修修了証書のとおり、当該申請人は、大阪府の研修を修了し、営農計画に記載された作物栽培に対して必要な知識を有しております。そして栽培計画や経費計画等についてよく考えられており、堅実な営農をされると思います。また、島本町高浜地区に居住地があることから、耕作地への従事も行いやすく、緊急時の対応も可能でございます。さらに38ページの営農誓約書や面談を通して、営農に対する強い意思があると判断いたしました。そのた

め、事務局としては、新規就農者として異議はないとしたところ、会長及び会長代理、井上委員からも、異議はなしとなりました。また、当該所有者の所属する山崎地区の農業委員である横山委員から、後日、聞取りを行ったところ、横山委員からも異議なしという回答がございました。そのため、27ページにございますように本町新規就農者として認める旨の結果を通知したうえで、当該申請書を受理し、新たに利用権を設定するための手続きを行うものでございます。

それでは、資料戻りまして、16ページをお開きください。

16ページが貸し手用の申請書

17ページ～18ページが借り手用の申請書となっております。

そして、19ページ～20ページが農用地利用集積計画、21ページ～26ページが当該地に関する情報でございます。

この計画の要件には、

①農業経営基盤強化促進基本構想に適合すること

②利用権の設定等を受ける者について

農用地の全てを効率的に利用して耕作すること

農作業に常時従事していること

③利用権を設定する土地について、関係権利者すべての同意を得ていること

これらの要件が必要となります。

これらは基本的には農地法第三条の許可要件と同じになっており、当申請書及び集積計画等には不備はございません。

そのため、農業委員会において決定いただきたいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

〈会長〉

はい、ただいまの事務局から説明がありました件について、私から少し補足

させていただきます。

該当される方は、イチジクの栽培ということでさほど大きな設備は必要なく、かつ営農意欲が非常に強いということで、事務局の説明通り、特に問題はないかなと判断をさせていただきました。

この件について皆様からご意見質問等をお受けいたしますが、特に面談に参加されました、馬場委員、井上委員、横山委員の方から、補足説明ありましたらお願いいたします。

〈委員〉

はい。

借り手の方は高浜地区の方、貸し手は山崎地区の方ということでしたので、事前情報がなかったのですが、先月借り手の方とお会いできました。

いろいろ聞かせていただきました。

借り手の方は、大阪農業大学短期養成講座を終了されておりますので、人間的にも、誠実だし、協調性もあると思いましたので、何も問題はないと思います。

生産物はネット等で販売されるという予定ですので、できるだけ長く継続いただければと思います。

以上です。

〈会長〉

はい、ありがとうございます。

〈会長代理〉

前日、会長等で面談をしました。

借り手が非常にやる気のある方で、それから島本町では通常見かけないイチジクの栽培ということで、非常に良いと考えます。

頑張ってお出しいただけることを期待しております。

以上です。

〈会長〉

お願いします。

〈委員〉

はい。

貸し手の状況ですけれども、ちょうど私のこの物件につきましてはそれ以前から聞いておまして、これ今の所有者の前のお父さんのね。その時から小作に出たんですね。お父さんが亡くなられたときに返却されてきたものなんです。この家は、大体、農業はしたことはいないですよ。畑とか山はやっていましてけれども、稲作とか一切したことありませんので、何か有効活用したいということで探していたと。1年目はどうしてもない。当然そういう機械を一切持っていないので。今回ちょうどうまくあってよかったなと私は感じております。

以上です。

〈会長〉

はい、ありがとうございます。その他質疑ありますでしょうか？

〈委員〉

どんな人ですか、お手伝いできますか？

〈会長〉

始められたらまた個人的に行ってあげてください。

若い方ですので、はい。

〈会長〉

その他、特に質問ありますでしょうか？

特に発言がないようですのでこれで質疑を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか？

異議はないものと認め採決に入ります。

島本町農業経営基盤促進基本構想に基づく農用地利用権集積計画の利用権設定について承認される方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員挙手ということで、本件は承認とさせていただきます。

これをもって本日の議案が全て終了いたしました。

その他について、委員の皆さんから何かあればお伺いいたします。

ございませんか。

あと、事務局の方から何かございますでしょうか？

〈事務局〉

事務局から、1点皆様に連絡事項がございます。

再度のお願いとなりますが、活動記録簿の提出がまだお済みでない委員がいらっしゃいましたら、お早めにご提出いただくようお願いいたします。令和5年度の農業委員会の活動の点検評価や最適化交付金等にも影響するものでございますので何卒ご協力をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

〈会長〉

はい、その他何かありますでしょうか？

〈委員〉

議論とか議題じゃなくていいんですが、さきほどの話みたいに、やっぱり田んぼの手伝いする人とか若い人が増えているのを見ると、なんか島本もできないかと思うんで、そういう情報交換する場みたいなものを農業委員会の後ろにつけてはいかがでしょうか。せっかく同じ農家の人が集まって交流できる場なのに、もったいない気がします。

〈会長〉

どうですかね、事務局

〈事務局〉

また、そちらの件に関しては後ほど個別相談をさせていただきますのでよろしくお願いします。

〈会長〉

よろしいでしょうか？

〈委員〉

はい。

〈会長〉

他は、特にないようですね。

これで議長を解任させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

〈事務局〉

それでは以上をもちまして、第5回島本町農業委員会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。

お疲れ様でございました。

ありがとうございました。